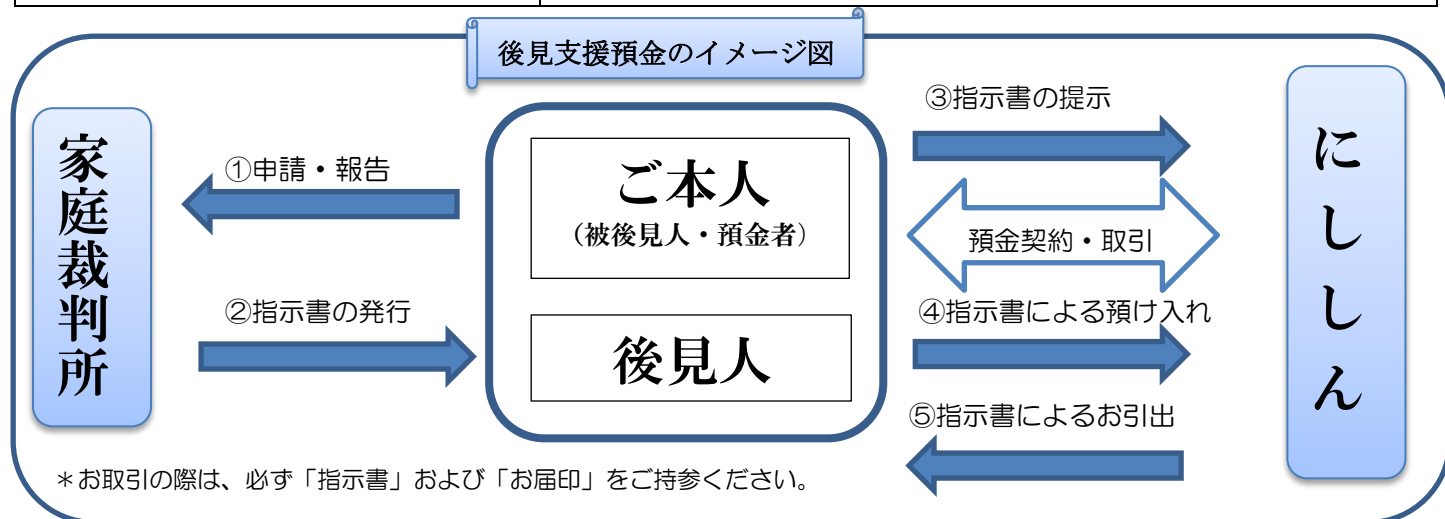


# にししん 後見支援預金

後見制度をご利用の被後見人の財産を安全に保護・管理するため  
家庭裁判所の「指示書」によって、後見人が利用できる普通預金です。

◆ご利用いただける方	後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方
◆預金の種類	「普通預金」または「無利息型普通預金」
◆適用金利	店頭表示の普通預金利率 ただし、「無利息型普通預金」での取扱いの場合、利息はつきません。
◆口座開設手数料	10,000円（税別） ※被後見人が当金庫で年金受取りの場合は無料。
◆口座管理手数料	年間 3,000円（税別）※翌年度以降
◆お取引の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>• すべてのお取引は、家庭裁判所の「指示書」に基づくお取引となります。</li> <li>• 口座開設店舗の窓口でのみお取扱いいたします。</li> <li>• キャッシュカードの発行、ATMでのご利用はできません。</li> <li>• 各種料金等の自動支払いおよび給与・年金等の受取りはできません。</li> <li>• インターネットバンキングのご契約はできません。</li> <li>• マル優のお取扱いはできません。</li> </ul>
◆新規口座開設の際に必要な書類等	<ol style="list-style-type: none"> <li>①家庭裁判所発行の指示書</li> <li>②後見人のご本人確認資料</li> <li>③初回預入金（家庭裁判所の「指示書」記載金額と同額）</li> <li>④登記事項証明書（後見登記にかかるもの・原本）</li> <li>⑤後見人の実印および印鑑証明書 * お取引に実印以外のご印鑑を使用される場合はその印鑑もご持参ください。</li> </ol> <p>すでに当金庫に後見人のお届をいただいているお客様は①②③と後見人の実印または使用印でお手続きが可能です。</p>
◆その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本商品は預金保険制度の対象商品であり、「普通預金」は預金保険の範囲内で、「無利息型普通預金」は全額保護されます。</li> <li>• 西暦 2037 年 12 月 31 日までに支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。</li> </ul>

後見支援預金のイメージ図



西尾信用金庫

くわしくは<にししん>の窓口または得意先係におたずねください。また、店頭の商品説明書をご用意しております。

# 後見支援預金手続きの流れ

西尾信用金庫

後見開始または未成年後見人選任の申立て



申立人または後見人候補者による後見支援預金の利用申し出



家庭裁判所による利用適否の検討



後見人が、後見支援預金の利用が適していると判断した場合

①預入する金額、②定期金交付の金額などを設定し、家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

(注) 後見人が後見支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所は再検討します。



後見支援預金の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参して西尾信用金庫で口座の作成手続きをして下さい。



口座作成後、家庭裁判所に作成報告

口座作成後速やかに、口座の写し等を添えて報告してください。

(2019年8月8日現在)

